

【令和元年10月開始】

3歳から5歳までの幼稚園、保育所などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります



幼稚園・保育施設等を利用する子どもたち

【利用料】

- ◆3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
- ◆0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。
※市外幼稚園を利用の子どもたちは、上限額を設けて無償化になります。
・利用料 ⇒ 月額上限額:25,700円 [国の無償化上限額]
※延長保育料、教材費、行事費などは無償化の対象になりません。
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
私立幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。

【幼稚園・保育所給食費(副食費・主食費)】 三豊市独自事業

- ◆3歳から5歳までの全ての子どもたちの給食費(副食費・主食費)が無償化されます。
※国の無償化の対象は、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちの副食費(おかず・おやつ等)のみです。

		令和元年9月まで	令和元年10月～
公立幼稚園	給食費(副食費・主食費)	3,300円	無償
公立保育所	副食費 (おかず・おやつ・ミルク等)	4,500円 ※保育料に含まれていました	
	主食費 (ごはん・パン・めん等)	650円	

- ※私立幼稚園・保育施設等を利用の子どもたちは、月額上限額を設けて無償化になります。
○副食費 ⇒ 月額上限:4,500円 ○主食費 ⇒ 月額上限:1,000円

【幼稚園預かり保育料】

- ◆「保育の必要性の認定(新2号)」(就労時間が月60時間以上等の認可保育所の利用と同等の要件)を受けた場合、無償化の対象となります。
※私立幼稚園・保育施設等を利用の子どもたちは、上限額を設けて無償化になります。
・預かり保育料月額上限額 ⇒ 利用日数 × 日額単価(450円)

【対象となる施設・事業】

- ◆幼稚園、保育所に加え認定こども園、小規模保育事業も同様に無償化の対象となります。
※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定が必要になりますので、該当される場合は保育幼稚園課までご連絡ください。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定(新2・3号)」(就労時間が月60時間以上等の認可保育所の利用と同等の要件)を受ける必要があります。

ただし、認可保育施設等を利用していない方が対象となります。

【利用料】

◆3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円まで無償化されます。

【対象となる施設・事業】

◆認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

◆施設等利用給付認定(新2・3号)について

預かり保育料・認可外保育施設等利用料等の無償化対象になるには、下記の「保育を必要とする事由」に該当することが条件となります。

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と必要書類を添付の上、申請してください。

【保育を必要とする事由】

事由	保護者の状況	利用できる期間	必要書類
① 就労	月60時間以上の就労をしている	就労が継続している間	就労証明書または就労申立書
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	予定日の2ヶ月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで	母子手帳の写し
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がいを有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで	診断書の写し等
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで	介護・看護状況申立書 介護保険証の写し等
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで	罹災証明書
⑥ 求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	預かり保育利用開始から90日を経過する日の月末	求職活動申出書
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中	就学証明書

※就労時間が「月60時間以上」の目安としては、1日4時間で就労日数が月15日を超える場合となります。

・上記①～⑦の要件に該当しなくなった場合(保育を必要とする理由がない場合)は、無償化の対象とはなりません。

◆**就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたち**についても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。▶ 問い合わせ: 三豊市福祉課 TEL.0875-73-3015

問い合わせ

三豊市健康福祉部保育幼稚園課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL:0875-73-3036 メール:hoiku@city.mitoyo.lg.jp